

# 入 札 公 告

告 示 第 149 号  
令和 8 年 4 月 30 日

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、三条市財務規則（平成17年規則第40号）第162条の規定により公告する。

三条市長 滝 沢 亮

## 記

### 1 入札に付す業務委託

- (1) 委 託 番 号 水対委第1号
- (2) 委 託 名 本町五丁目地内ほか排水路改良測量業務委託
- (3) 委 託 場 所 三条市本町五丁目地内ほか
- (4) 委 託 期 間 90日間
- (5) 予 定 価 格 事後公表

### 2 入札に参加する者に必要な資格要件

次の(1)から(6)までの資格要件を全て満たすこと。

- (1) 三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（令和7年度・8年度）に一般測量で登録されている者
- (2) 三条市内に本社又は本店を有する者で測量法に基づく営業所の登録及び測量士の設置をしている者
- (3) 本件業務委託を履行するに当たり、設計図書の業務委託条件総括表に記載している主任技術者及び担当技術者を配置できる者（入札参加資格審査申請時に資格要件を満たすことが確認できる書類を添付すること。）
- (4) 本件業務委託に係る入札参加資格審査申請を行った日から本件業務委託の開札日までの間において、三条市長から指名停止措置を受けていない者
- (5) 自社（個人である場合はその者）若しくは自社の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、三条市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (6) 本件業務委託の入札に参加する他の者との間において次のいずれにも該当しない者

#### ア 資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号の規定による。以下同じ。）

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

#### ウ その他

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3 入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出

#### (1) 受 付 期 間

入札参加資格申請書等の受付期間は令和8年4月30日（木）の午前9時から令和8

年5月8日（金）の午後4時まで（ただし、電子入札システム休止時間を除く。）

(2) 添付書類及び提出方法

三条市ホームページに掲載されている配置予定技術者等確認書（主任技術者及び担当技術者を記載すること。様式変更可）及び「2 入札に参加する者に必要な資格要件」において定める場合は、その書類等を電子入札システムを用いて提出すること。

4 参加資格の審査結果の通知

入札参加資格申請書を提出した者に、令和8年5月12日（火）の午前9時から午後4時までの間にそれぞれ電子入札システムにより通知する。

5 設計図書

新潟県入札情報サービスに掲載する。ただし、添付できないものは三条市ホームページ（電子入札ポータルサイト）に掲載する。

6 設計図書に関する質問

(1) 受付期限 令和8年5月8日（金）午後4時まで

(2) 受付場所 三条市総務部財務課統計・契約係

(3) 受付方法 書面を持参又は電子メール([zaimu@city.sanjo.niigata.jp](mailto:zaimu@city.sanjo.niigata.jp))で提出

(4) 回答方法 令和8年5月12日（火）までに入札情報サービスに掲載する。

7 入札及び開札

(1) 入札期間 令和8年5月13日（水）午前9時から令和8年5月14日（木）午後4時まで

(2) 入札方法 電子入札システムを用いて入札すること。

(3) 開札日時 令和8年5月15日（金）午後1時以降

8 入札保証金 免除する。

9 契約保証金 免除する。（ただし、請負金額が1,000万円以上の場合は免除しない。）

10 前金払 する。（ただし、請負金額が100万円未満の場合はしない。）

11 部分払 しない。

12 最低制限価格 設ける。

13 見積明細書 不要

14 入札回数 2回を限度とする。

15 入札の中止 入札中止又は延期の連絡については入札参加業者に通知する。

16 入札の辞退 入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合は電子入札システムから入札辞退申請を行うこと。

17 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

18 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

19 その他 前各項に定めるもののほか、三条市財務規則を準用する。また、入札に当たっては三条市財務規則の規定を遵守すること。